

第 3 次
近江八幡市地域福祉計画
中間評価報告書

令和 7 年 3 月
近江八幡市

1. 中間評価の目的

本市では、令和3年3月に策定した「第3次近江八幡市地域福祉計画」において、『「お互いさま」の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡』を基本理念に掲げ、子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民などすべての市民が、ともに安心して暮らしていけるまちを目指して、地域福祉の推進にかかる様々な取組を推進しています。

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となっていることから、中間年度となる令和6年度に中間評価を実施し、今後の計画の円滑な推進に向けて、必要な見直し及び今後2年間で取り組むべきことの整理を行いました。

2. 中間評価委員会

(1) 中間評価委員会 委員名簿

(順不同・敬省略)

◎：委員長、○：副委員長

所 属 ・ 職 名	委 員 名
龍谷大学短期大学部 教授・学長補佐	◎中根 真
近江八幡市社会福祉協議会 副会長	○高木 富砂子
近江八幡市まちづくり協議会連絡会	安田 惣左衛門
近江八幡市民生委員児童委員協議会 副会長	坂井 近
近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会 会長	堀尾 毅
近江八幡市子ども・子育て会議 副会長	久木 康行
近江八幡市総合介護市民協議会 会長	安田 誠人

(2) 中間評価委員会 実施経過

令和6年11月25日(月)	中間評価委員会 第1回会議 ● 地域福祉計画の進捗管理・評価方法について ● データからみえる地域福祉の状況について(共有) ● 本市の重層的支援体制整備事業の取り組みについて(共有) ● 計画の取り組み評価について
令和6年12月 ～令和7年1月	第1回会議の意見・結果を庁内関係課へ周知 各推進事業に関する追加照会
令和7年2月3日(月)	中間評価委員会 第2回会議 ● 計画の取り組み評価について(継続協議)
令和7年2月中旬 ～3月上旬	中間評価報告書の作成 委員長および委員に書面で報告 庁内関係課への周知
令和7年3月下旬	市HPでの公表

3. 中間評価報告書

(1) 計画の体系図について

第3次地域福祉計画における基本理念、基本目標、基本施策、取り組み方針については見直しが必要との意見はありませんでした。(資料編「計画の体系図」のとおり。)

(2) 基本施策、取り組み方針ごとの評価について

中間評価委員会では、第3次地域福祉計画策定時に定めた推進事業(全94事業)について、あらかじめ各事業担当課において実施した推進事業担当課評価をもとに、見直しの必要性や今後重点的に取り組むべき事項等について検討を行いました。第1回会議において、各推進事業が国・県の法令に定められている事業か否かによって評価が変わるとの意見をいただいたため、各所属に追加照会を行いました。あわせて、地域福祉計画は「福祉分野の最上位計画」と位置づけ

ていることから、各分野で策定される他の計画（関連計画）での進捗評価の有無についても照会しました。（各分野の関連計画については、資料編「計画の位置づけ（見直し版）」のとおり。）

第2回会議では、追加照会した結果を含めた推進事業担当課評価を基本施策、取り組み方針ごとにまとめ、取り組み方針ごとにおける【成果・課題】と、基本施策ごとにおける【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】について協議を行いました。

委員からの意見を踏まえて、以下のとおり「中間評価報告書」を作成しました。

(3) 中間評価報告書
～各推進事業評価、基本施策・取り組み方針別【成果・課題】【今後2年間で取り組むこと】

第3次近江八幡市地域福祉計画 中間評価報告書
～各推進事業の評価の見方～

取り組み方針① あらゆる機会を通じた福祉教育の推進						8事業
第3次計画 推進事業名	第3次事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須・任意	令和5年度自己評価	関連計画で進捗評価をしている事業
市域や学区等における人権意識向上のための啓発の実施	1	人権・市民生活課	・人権尊重のまちづくり市民講座開催 ・人権啓発事業開催業務委託(人権・男女共同参画フェスタ) ・人権尊重のまちづくり懇談会開催支援	必須	A	○
障がい児者に対する理解促進のための啓発及び地域関係者等の取り組み支援	2	障がい福祉課	・障がい理解促進に関する研修会 ・障がい者理解促進のための講師派遣リストの活用	必須	B	
中学校や企業などを対象とした認知症啓発の実施	3	長寿福祉課	・認知症啓発ボランティアのキャラバン・メイトやオレンジサポーターの養成	任意	B	○
小中学校や生涯学習の場における福祉教育の推進	4	学校教育課	・福祉施設等での職場体験(中学校) ・体験的な福祉学習(小学校)		B	
	5	生涯学習課	・市民大学講座 ・中央公民館講座 ・安土名画座		B	○
市民や地域の支援者(自治会、民生委員・児童委員、学区社協、各種ボランティア等)に向けた新たな課題に対する理解促進のための啓発の実施	6	生涯学習課	・子ども・若者支援地域協議会実務者会議・代表者会議 ・子育てサロン ・居場所カフェ	任意	B	
	7	福祉政策課(★)	・庁内での新たな課題の把握 ・地域等への啓発の必要性と方法の検討	任意	D	
	8	まちづくり協働課	・地域まちづくり支援交付金の交付		B	○
				目標達成度	72	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
コロナ禍で十分に実施できていなかった啓発活動が再開し、福祉施策のみならず、人権施策・まちづくり施策・教育施策の各分野において、市民や学校・企業等に対する多様な福祉教育・啓発事業を実施している。また、まちづくり協議会等の団体との合同開催など、効果的・効率的な取り組みを実施することができており、これらの取り組みを実施することが福祉教育の推進につながっている。一方、福祉課題が多岐にわたる中、福祉教育の範囲も広がっているため、より充実した福祉教育の機会を持つためには対象者や目的の整理、手法の検討が必要である。						

【自己評価(A～D)の指標の意味】

A	取組計画どおり事業実施を行い、十分な成果を得られた。ひきつづき事業を実施する。
B	取組計画どおり事業実施を行い、一定成果を得られた。必要に応じて手法を工夫しながら事業を実施する。
C	取組計画どおり事業を実施したが、成果が小さく、事業の内容や手法等の一部見直しが必要である。
D	取組計画どおりの事業実施ができず、事業の内容や手法等の全面的な見直しが必要である。

【色分けと「必須・任意」について】

各推進事業が、国の法令あるいは県の条例・要綱等に定められている事業か否か、定められている場合は必須事業か任意事業かによって色分けしています。

(緑色)	国の法令あるいは県の条例・要綱等に定められており、必ず実施しないといけない事業・取り組み(必須事業)
(黄色)	国の法令あるいは県の条例・要綱等に定められているが、実施について市町村の任意である事業・取り組み(任意事業)
(色なし)	国の法令、県の条例・要綱等に定められていない事業・取り組み(本市独自の取り組み)

【関連計画での進捗評価について】

地域福祉計画は福祉分野の最上位計画であり、各分野ごとに策定される他の計画との関連についても示しています。ここでは、他の計画(関連計画)において、当該推進事業の進捗評価を別に実施しているかどうかを記載しています。

○	関連計画でも進捗評価を実施している
(空欄)	関連計画では進捗評価を実施していない

【目標達成度の算出】

地域福祉計画全体の進捗状況を分かりやすくするためのツールとして、以下の方法により各取り組み方針・基本施策・基本目標の目標達成度(100点満点)を算出しています。

各事業の自己評価をA=4点、B=3点、C=2点、D=1点とし、以下の式により算出。
目標達成度=(各目標等内の事業の点数の合計)÷(事業数×4)×100
(小数点第1位を四捨五入)

【各推進事業の見方(例)】

3	長寿福祉課	・認知症啓発ボランティアのキャラバン・メイトやオレンジサポーターの養成	任意	B	○
---	-------	-------------------------------------	----	---	---

- ・国の法令あるいは県の条例・要綱に定められており、市の任意事業として実施している。
- ・令和5年度は取組計画どおり事業を実施し、一定成果を得られている。
- ・関連計画(総合介護計画)の中で進捗評価を行っている。

これらの考え方を
踏まえて、
このように読みます

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします ～人づくり～	27事業	目標 達成度	80
-------------------------------	------	-----------	----

基本施策(1) 一人ひとりを尊重し理解し合う気持ちを育てる	12事業	目標 達成度	75
-------------------------------	------	-----------	----

取り組み方針① あらゆる機会を通じた福祉教育の推進						8事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
市域や学区等における人権意識 向上のための啓発の実施	1	人権・市民 生活課	・人権尊重のまちづくり市民講座開催 ・人権啓発事業開催業務委託(人権・男女共同参画フェス タ) ・人権尊重のまちづくり懇談会開催支援	必須	A	○
障がい児者に対する理解促進の ための啓発及び地域関係者等の 取り組み支援	2	障がい福祉 課	・障がい理解促進に関する研修会 ・障がい者理解促進のための講師派遣リストの活用	必須	B	
中学校や企業などを対象とした認 知症啓発の実施	3	長寿福祉課	・認知症啓発ボランティアのキャラバン・メイトやオレン ジサポーターの養成	任意	B	○
小中学校や生涯学習の場におけ る福祉教育の推進	4	学校教育課	・福祉施設等での職場体験(中学校) ・体験的な福祉学習(小学校)		B	
	5	生涯学習課	・市民大学講座 ・中央公民館講座 ・安土名画座		B	○
市民や地域の支援者(自治会、民 生委員・児童委員、学区社協、各種 ボランティア等)に向けた新たな 課題に対する理解促進のための 啓発の実施	6	生涯学習課	・子ども・若者支援地域協議会実務者会議・代表者会議 ・子育てサロン ・居場所カフェ	任意	B	
	7	福祉政策課 (★)	・庁内での新たな課題の把握 ・地域等への啓発の必要性と方法の検討	任意	D	
	8	まちづくり 協働課	・地域まちづくり支援交付金の交付		B	○
				目標 達成度	72	
【成果・課題】(計画策定担当課評価) コロナ禍で十分に実施できていなかった啓発活動が再開し、福祉施策のみならず、人権施策・まちづくり施策・教育施策の各分野において、市民や学校・企業等に対する多様な福祉教育・啓発事業を実施している。また、まちづくり協議会等の団体との合同開催など、効果的・効率的な取り組みを実施することができており、これらの取り組みを実施することが福祉教育の推進につながっている。一方、福祉課題が多岐にわたる中、福祉教育の範囲も広がっているため、より充実した福祉教育の機会を持つためには対象者や目的の整理、手法の検討が必要である。						

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針② 相互理解を深めるための交流機会の拡充						4事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
多文化共生の理解を深めるための 外国人住民との交流機会の提 供	9	まちづくり 協働課	・多文化共生推進事業業務委託 ・SNSを活用した多言語での情報発信 ・通訳・翻訳対応		B	○
障がい児者や高齢者を含めたす べての市民が交流する機会の提 供	10	市民共生セ ンター	・「ふくふくフェスタ」の開催		B	
まちづくり協議会や学区社協等 による様々な交流事業の周知・啓 発と交流事業への事業所や企業の 参加のための手法検討	11	福祉政策課 (★)	・地域づくり事業委託 ・市社協との事務局会議での情報共有	任意	A	
	12	まちづくり 協働課	・市民活動団体のリストの活用 ・各種補助金等の情報提供		B	○
				目標 達成度	81	
【成果・課題】(計画策定担当課評価) 外国人住民や障がい者など多様な市民との交流機会を拡充するための取り組みを実施している。イベントやSNSを通じて外国人住民との交流機会、障がいのある方と出会う機会をもつことで、一人ひとりを尊重できるための相互理解を深めることができている。まちづくり協議会や学区社協等の地縁団体だけではなく企業や市民団体、ボランティア等の参加やそれらによる多様な取り組みも把握し情報共有することで、より一人ひとりを尊重し、理解しあう気持ちを育てる機会の充実につながると考えられる。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

多様な福祉教育、交流の機会があり多くの方が参画することは豊かな人間形成や文化の向上につながり、自分たちにできることは何かを考えることで、お互いを思いやるまちをめざすきっかけとなっている。

福祉教育の推進や相互理解を深めるためには、多様な取り組みが必要であるため、既存の推進事業は各所属で把握している課題に応じ、ひきつづき継続する。

一方、各推進事業及びそれ以外に実施されている福祉教育や相互理解につながる取り組みを体系的に整理(見える化)し、本市における福祉教育の目的の共通理解と、取り組みが不足しているテーマや対象者を明らかにすることが望ましく、今後2年間で取り組む必要がある。

基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします ～人づくり～	27事業	目標 達成度	80
-------------------------------	------	-----------	----

基本施策(2) 地域福祉の担い手を増やす	15事業	目標 達成度	83
----------------------	------	-----------	----

取り組み方針① 地域福祉活動への参加促進と担い手の育成						7事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
市社会福祉協議会と連携したボランティアの育成と活動支援の実施	13	福祉政策課 (★)	・ボランティアセンター運営委員会への参加 ・市社協との事務局会議での情報共有		B	
子育て支援や健康づくり、消費者被害防止など地域の課題解決に取り組むボランティアの育成	14	人権・市民生活課	・SDGs子ども見守り隊 ・消費者教育出前講座	任意	A	
	15	こども家庭センター	・「地域型利用者支援事業」業務委託	必須	B	○
	16	健康推進課	・健康推進員活動(地域課題にあわせた健康づくり活動) ・健康推進員養成講座		A	○
	17-1	長寿福祉課	・地域内外のボランティアグループ(地域福祉活動のリーダー)の活動に対する支援 ・オレンジサポーターの活動支援	任意	B	○
居場所の運営や各分野での地域福祉活動のリーダー等の養成研修の実施	17-2	健康推進課	・いきいき百歳体操応援サポーターのフォローアップ		B	○
	18	まちづくり協働課	・活動団体のリーダー同士の情報共有ができる場の提供		C	○
				目標 達成度	79	
【成果・課題】(計画策定担当課評価) 各所属で育成しているボランティアについては、活動支援や継続するための意識付け、資質向上に向けた取り組み等を実施されており、活動につながっている。養成講座に参加することで自分にできることを考えるきっかけとなったり、地域で活動するイメージをもつことができると、市民が主体性をもって活動できるように働きかけることができた。しかし、ボランティアや担い手不足は各取り組みにおいて共通・継続する課題となっている。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

既存の地域福祉活動を担っているボランティアの養成やグループ・団体への各種支援を行うことで、多様な地域福祉活動が継続できている。
しかし、担い手を増やすため、新たなボランティアの養成は難しく、所属ごとの取り組みでは限界があると考えられる。
ボランティアやグループ・団体同士が交流する機会を通じて、どのような情報提供があると良いかというニーズ把握を行ったり、それぞれの経験や関心を活かした地域福祉活動への参加促進に向けた取り組みを、各所属や社会福祉協議会におけるボランティアセンター運営委員会の取り組みと連携し行うことが必要である。

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針② 地域福祉活動を担うグループ・団体の支援						10事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
市社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの活動支援	19	福祉政策課 (★)	・ボランティアセンター運営委員会への参加 ・市社協との事務局会議での情報共有		B	
地域の課題解決に取り組む団体の活動支援	20	まちづくり協働課	・まちづくり団体育成支援(補助金の交付) ・市民活動団体の周知		B	○
	21	まちづくり協働課	・ハートランド推進財団等の関係機関との連携 ・市民活動団体の周知		B	○
	22	健康推進課	・健康サポーター育成事業 ・健康サポーター活躍事業		A	○
		福祉政策課	・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付事業	任意	R6年度より 評価実施	
	23	まちづくり協働課	・コミュニティセンターや自治会館等の活用促進のための取り組み		B	○
	24	福祉政策課	・総合福祉センターの施設修繕 ・利用料の減免		A	
民生委員・児童委員や自治会への活動支援	25	まちづくり協働課	・市連合自治会との行政懇談会		B	○
	26	福祉政策課	・市民児協会会長における行政から情報提供・依頼や相談対応	必須	A	
	27	福祉政策課	・民生委員児童委員欠員地区に対する追加推薦・委嘱依頼	必須	A	
				目標 達成度	86	
【成果・課題】(計画策定担当課評価) ボランティアや市民活動団体、自治会、民生委員児童委員等に対し、それぞれの施策の中で補助金支援や活動場所の利用に関する支援を行っており、地域福祉活動を担うグループ・団体の支援につながっている。ひきつづき、活動の効率化や負担軽減の取り組みを、各団体の実情を把握しながら行う。またクラウドファンディングや多様な周知媒体など新たな手法による活動支援や、各種活動団体が情報共有する機会など互いに活性化できる仕組みづくりについても工夫が必要である。						

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします ～つながりづくり～	19事業	目標 達成度	82
---	------	-----------	----

基本施策(1) 地域住民の多様なつながりと活躍の場をつくる	12事業	目標 達成度	81
-------------------------------	------	-----------	----

取り組み方針① 誰もが気軽に集える居場所の充実						8事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
生活困窮などの世帯の子どもに対する学習機会や居場所の提供	28	福祉政策課 (福祉暮らし 仕事相談室)	・生活保護受給世帯等の中学生に対する進学(学習・生活)支援教室の実施	任意	B	
介護予防事業の実施支援を通じた地域住民の居場所づくりの促進	29	長寿福祉課	・地域での自主活動グループの立ち上げ支援 ・地域の社会資源やボランティアによる通いの場の整備	必須	B	○
ふれあいサロンやワンコインカフェ、子ども食堂などの取り組みに対する社会福祉協議会との連携による支援	30	福祉政策課 (★)	・参加支援事業委託	任意	A	
総合福祉センター(ひまわり館)や市民共生センター(はつらつ館)、コミュニティセンターの利用促進	31	福祉政策課	・総合福祉センターの空調大規模改修工事 ・施設予約システムの導入		A	
	32	市民共生センター	・市民共生センターでの各種教室の実施 ・市民共生センター施設修繕		B	
	33	まちづくり協働課	・コミュニティセンターを活用したまちづくり協議会での高齢者や地域住民が集える事業の実施		B	○
	34	まちづくり協働課	・自治会館改修に係る補助事業		A	○
居場所設置のためのスペース提供等に関する企業等への啓発	35	福祉政策課 (★)	・支援会議を通じた居場所を必要とするケース等のニーズ把握 ・地域づくり事業委託(企業等とのネットワークづくり)	任意	C	
				目標 達成度	81	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
市内の各福祉施設を安心して使えるよう改修したり、利便性の高い予約システムを導入するなど、誰もが気軽に集える居場所の充実を図ることができた。また法令上位置づけられるか否かに関わらず、各分野・各地域での通いの場や教室などの居場所づくりの取り組みが実施されており、居場所の充実は進んでいる。より多様な居場所づくりを進めるために、居場所を必要とするケース等のニーズ把握を行い、今後の居場所の方向性を整理したうえで、企業等と連携した新たな居場所づくりや専門職の関与などの検討が必要である。						

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針② 学区(小学校区)や町内会、自治会における福祉活動(見守り支えあい活動)の推進						4事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい会議の運営支援	36	福祉政策課 (★)	・避難行動要支援者支援制度等との連携による地域への働きかけ	任意	B	
各学区まちづくり協議会が実施する地域福祉活動の支援	37	福祉政策課 (★)	・地域づくり事業委託 ・市社協との事務局会議での情報共有	任意	B	
	38	まちづくり協働課	・各学区まちづくり協議会との意見交換や研修会の実施 ・まちづくり協議会の活動の広報		B	○
	39	企画課	・オープンガバナンス推進事業(老蘇学区まちづくりプランの推進)		A	○
				目標 達成度	81	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
学区や自治会、町内会における福祉活動(見守り支えあい活動)については、社会福祉協議会やまちづくり協議会を中心に取り組みが進められており、地域による差はあるものの、確実に推進されている。各学区が抱える課題もそれぞれ異なることから、地域住民が主体となり自ら取り組みを行うことのできるための支援が重要である。そのために、他の学区の取り組みを共有しながら自らの学区の取り組みを考える機会や、社会福祉協議会やまちづくり協議会、行政、事業者や企業など多様な主体が参画できる機会とともに各地域の活動について協議できる機会があると、より地域の福祉活動が充実すると考えられる。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

地域の中の居場所づくりや福祉活動(見守り支えあい活動)が推進されており、地域住民同士がつながることのできる場と機会を充実させることができている。たくさんの居場所ができており、分野ごとの福祉施策においても居場所づくりを推進する動きがあるが、地域住民のつながりと活躍の場を増やすためにどのような居場所や見守り支えあい活動が必要なのか、方向性の整理が必要である。そのうえで新たに必要となる居場所の必要性や既存の居場所の発展方法、各所属や地域など単独で活動するだけでなく事業者や企業など多様な主体を巻き込んだ取り組みの手法について、重層的支援体制整備事業の取り組みにおいて検討する。

基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします ～つながりづくり～	19事業	目標 達成度	82
---	------	-----------	----

基本施策(2) 組織間の連携強化と社会福祉法人等の活動を促進する	7事業	目標 達成度	82
----------------------------------	-----	-----------	----

取り組み方針① 地域の課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築						3事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
市社会福祉協議会との連携による見守り支えあい推進委員会の運営支援	40	福祉政策課 (★)	(No.36.37に同じ) ・地域づくり事業委託 ・市社協との事務局会議での情報共有	任意	B	
地域の事業所、企業への学区見守り支えあい推進委員会への参加の働きかけ支援	41	福祉政策課 (★)	・地域づくり事業委託(企業等とのネットワークづくり)	任意	B	
	42	障がい福祉課	・障がい者理解促進のための講演会・研修会への講師派遣リストの活用(企業への配布)	必須	B	
				目標 達成度	75	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
自治会単位の見守り支えあいネットワーク活動、見守り支えあい推進会議は地域や社会福祉協議会が中心となり取り組まれており、地域ごとに異なる地域生活課題が共有されている。多様な主体のつながりの構築に向けて、見守り支えあいネットワークを基盤に、学区単位や市単位で行政等関係機関・専門職が参加したり、事業所や企業に対する働きかけを推進することが必要である。						

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針② 社会福祉法人、福祉関係事業所、企業等の社会貢献の促進						4事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
公益的な取り組みが責務とされた社会福祉法人への社会貢献活動実施の働きかけ	43	福祉政策課	・社会福祉法人指導監査	必須	A	
配達や販売等の事業者・企業の協力による独居高齢者や老障介護世帯等の見守りの体制づくりと企業等の社会貢献の地域福祉分野への参加啓発	44	福祉政策課	・郵便局との地域包括連携協定定例会議		A	
	45	長寿福祉課	・生活支援体制整備事業(商助推進会議や第1層協議体会議等の実施)	任意	B	○
近江八幡市ささえあい商助推進事業者の登録促進	46	長寿福祉課	・生活支援体制整備事業(商助推進事業者の登録)	任意	B	○
				目標 達成度	88	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
郵便局との包括協定定例会議や商助の取り組みにより、行政だけでは実施が難しい事業等について新たな展開を図るなど、組織間の連携強化を促進する取り組みができた。各事業の取り組みにより、参画する事業者や企業同士のつながりを構築しているので、ひきつづき、それぞれの取り組みを実施しながら、社会福祉法人や企業により社会貢献が推進されることが望ましいと考える。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

学区単位の見守り支えあい推進委員会を基盤に、地域で活動する多様な組織が地域の課題を共有し、解決に向けた話し合いなどの取り組みを実施されている。一方、郵便局や事業所、企業など学区を基盤としない組織間のつながりも各取り組みによって推進されている。しかし、社会福祉法人、企業の社会貢献を促進するような働きかけは十分とは言えない。行政の福祉部局のみでは企業と関わる機会が少ない現状があるが、それぞれの取り組みを継続して実施しながら、市全体で複数の取り組みの連携や情報共有を行い、組織間の連携強化と多様な主体がつながるネットワークづくりを推進していく。

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします ～基盤づくり～	48事業	目標 達成度	80
基本施策(1) 様々な手法を活用した情報提供と相談体制を充実させる	21事業	目標 達成度	77

取り組み方針① きめ細やかな情報提供と身近な相談体制の充実						10事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
各種相談窓口・機関の周知・啓発	47	福祉政策課	・健康・福祉相談ダイヤルの更新・配布		A	
こども家庭センターによる妊娠から出産、子育てに関する総合的な相談支援の実施	48	こども家庭センター	・利用者支援事業基本型(拠点での相談対応)	必須	B	○
	49	健康推進課	・子育て世代包括支援センターにおける面談・相談対応 ・利用者支援事業母子保健型(助産所、利用者支援員等との情報共有・連携)		A	○
発達に課題のある子どもの保護者や支援者に対する相談支援の実施	50	発達支援課	・発達に課題がある子どもに対して、一人ひとりにあわせた適切なサービス提供と相談支援	必須	B	○
	51	幼児課	・各園所に対する研修会や巡回相談の実施 ・関係機関との連携強化・情報共有		B	
	52	学校教育課	・SSWの派遣 ・にこまる訪問		B	
障がい者相談支援事業所と連携した障がい者相談の実施	53	障がい福祉課	・相談員によるケース支援	必須	B	
地域包括支援センターによる総合相談の実施	54	長寿福祉課	・地域包括支援センターの相談支援 ・圏域地域ケア会議や研修等の実施	必須	B	○
福祉に関するサービス・事業の周知の充実	55	福祉政策課	・健康・福祉相談ダイヤルの更新・配布		B	
民生委員・児童委員の活動の周知と活動支援の実施	56	福祉政策課	・民生委員児童委員からの相談対応、関係機関との連携		B	
				目標 達成度	80	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
各分野における相談窓口は、法令上の位置づけもあることから継続した取り組みが進められている。関係課・機関との連携も随時行っているが、複雑・複合的な課題をもつケースも増えてきていることから、相談支援スキルの向上や多機関での連携・つながりをスムーズに行うしくみづくりが必要である。また、情報提供や窓口の周知は、法令上の位置づけになっていないものもあるが、相談者がどこに相談してよいか分かりやすくするために、手法を検討しながら継続して取り組む必要がある。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

相談支援は、法令に基づく事業として各分野で継続して取り組んでいるが、各所属単独での取り組みだけではなく、複雑・複合化した課題に対応できるような仕組みづくりや、様々なニーズを支援につなげるための情報提供をより推進する必要がある。相談支援を行う所属間・関係機関との連携強化に向けて、重層的支援体制整備事業の取り組みとして、各所属が対応しているケースの共有を行ったり、権利擁護支援のように分野を超えて共通する課題の共有と協議・検討できる仕組みづくりを進めていく。

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針② 権利擁護の推進と虐待防止						11事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
(知的・精神障がいや認知症等により福祉サービスの契約等ができない障がい者や高齢者の)成年後見制度の周知・啓発、利用促進	57	障がい福祉課	・東近江圏域成年後見サポートセンターE-SORAへの中核機関委託 ・自立支援協議会権利擁護部会の実施		B	
	58	長寿福祉課	・中核機関との連携による支援者向け研修会や啓発の実施	任意	B	○
市社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業との連携強化	59	長寿福祉課	・地域福祉権利擁護事業を活用しているケース支援の検討		C	
	60	障がい福祉課	・地域福祉権利擁護事業を利用しているケース支援、市社協との連携		B	
虐待や暴力防止に向けた各種法制度、相談窓口等の周知・啓発の実施	61	障がい福祉課	・障がい者虐待防止に向けた啓発の実施	任意	B	
	62	こども家庭センター	・児童虐待防止に向けた啓発事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会におけるケースの課題や地域課題解決に向けた調整	任意	B	○
	63	長寿福祉課	・高齢者虐待防止に関する介護者向けの啓発	必須	B	○
	64	人権・市民生活課	・「女性に対する暴力をなくす運動」 ・人権擁護委員による人権相談窓口の開設	必須	A	○
	65	こども家庭センター	・子ども・保護者・学校を対象とした啓発事業の実施	任意	B	○
虐待・暴力の早期発見・早期対応の充実	66	長寿福祉課	・養護者支援に関する研修会の実施	必須	B	○
	67	障がい福祉課	・各事業所との障がい者虐待防止に関する意見交換会	任意	B	
				目標 達成度	75	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
虐待防止の取り組みや虐待対応は、高齢・障がい・女性・子ども等の分野ごとに法に基づき対応されており、今後も各事業を評価しながら取り組みを推進していく。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業については、虐待ケースだけではなく、家族・親族とのつながりが希薄なケースも増える中、今後ますますニーズが増大すると考えられる。個別ケース支援において今ある制度を活用するだけではなく、地域課題の抽出や解決に向けた検討、両制度を一体的に捉えた仕組みづくりを進める必要がある。						

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします ～基盤づくり～	48事業	目標 達成度	80
--------------------------------	------	-----------	----

基本施策(2) 隙間のない支援の実施とニーズを把握し支援につなげる	7事業	目標 達成度	75
-----------------------------------	-----	-----------	----

取り組み方針① 相談者の属性、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め支援につなげる体制の整備						3事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
福祉暮らし仕事相談室を中心とした庁内の相談支援体制充実のための体制整備	68	福祉政策課 (福祉暮らし 仕事相談室)	・生活困窮者自立相談支援機関における相談支援 ・相談窓口の周知	必須	B	
庁内外の関係機関との連携による支援体制の充実	69	福祉政策課 (福祉暮らし 仕事相談室)	・支援者研修への参加 ・就労準備支援事業委託先との連携	必須	B	
多職種連携体制の強化	70	福祉政策課	・庁内福祉専門職によるネットワーク形成(交流)の取り組み	任意	B	
				目標 達成度	75	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
生活困窮者自立支援制度を担当する「福祉暮らし仕事相談室」において、経済的困窮を抱える人を中心とした相談支援を行っているが、複雑・複合的な課題を抱えた人・世帯は多くおられると想定される。重層的支援体制整備事業の実施により、各所属が連携した協議や取り組みを進めていこうとする方向性の共通認識は持ちやすくなっている。ひきつづき、多機関との情報共有や連携により、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め支援に繋げることができるような仕組みづくりを推進する必要がある。						

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針② 支援につながっていない潜在的ニーズの把握と課題の集約・分析・対応						4事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
見守り支えあい活動、民生委員・児童委員活動等を通じたアウトリーチによる潜在的ニーズの把握	71	福祉政策課 (★)	・アウトリーチ等継続支援事業委託	任意	A	
高齢者実態調査等の実施による地域課題の把握と取り組みの推進	72	長寿福祉課	・各圏域地域包括支援センターでの実態把握や相談会、地域ケア会議の実施	必須	C	○
地域ケア会議による地域課題の抽出や資源の開発等	73	長寿福祉課	・地域包括支援ネットワークの構築や地域づくりの推進	必須	B	○
分野横断的に対処が必要な課題等の集約と対策の検討、関係機関への働きかけ	74	福祉政策課	・複雑・複合化した支援ニーズのある方に対する支援会議 ・相談支援のスキル向上に向けた研修等の実施	任意	B	
				目標 達成度	75	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
各分野の事業や地域ケア会議等により、地域の課題を把握する取り組みを継続することができている。個別支援のケースに対応し、必要なアセスメントを実施することにより、ニーズの把握はできているが、その集約と分析、対応策の検討までには至っていない。各分野の地域ケア会議を体系化するなどにより、把握した課題を分野を超える所属や関係機関で共有できるようにすることが必要である。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

法令上位置付けられる各分野での取り組みの継続に加えて、重層的支援体制整備事業の取り組みにより所属間の連携を強化することにより、既存の制度の隙間となる支援ニーズや地域で生じている課題の把握と集約、支援につなげる取り組みが必要である。
さらに、支援の必要な人の相談を待つだけではなく、潜在的な支援ニーズを各所属・機関にて把握し、アプローチができるような仕組みづくりにむけた協議を行うことが必要である。

基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします ～基盤づくり～	48事業	目標 達成度	80
--------------------------------	------	-----------	----

基本施策(3) 安全・安心な生活環境を整える	20事業	目標 達成度	85
------------------------	------	-----------	----

取り組み方針① 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進						5事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
誰もが安心して利用できる歩行空間の整備		土木課	・No.75と事業統合			
通学路の安全対策の推進	75	土木課	・通学路特化計画推進事業(通学路対策工事)		C	○
	76	学校教育課	・通学路の合同点検 ・通学路安全推進会議における対策等の検討		A	○
ユニバーサルデザインに配慮した市広報紙の発行	77	秘書広報課	・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙の作成		B	
ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの推進	78	障がい福祉課	・ウェブサイト情報の情報掲載ルールに則ったきめ細やかな情報発信		B	
	79	秘書広報課	・ウェブアクセシビリティを考慮したホームページ作成研修の実施		B	
				目標 達成度	75	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
ユニバーサルデザインなど誰にとっても利用しやすいものを目指して、それぞれの取り組みで工夫を凝らしているが、配慮の必要な内容も様々であることを理解し、状態像に応じた合理的配慮を行う必要がある。一方、ハード整備には財政負担も大きいため、関係機関との共有や協議を行うことで、効果的な整備を継続して行っていく。						

取り組み方針② 生活支援の充実						6事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
市民が利用しやすい市民バス(あかこんバス)の運行	80	交通政策課	・市民バス運行事業		A	
障がいのある人の外出及び移動のための支援の実施	81	障がい福祉課	・医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の実施	任意	B	
ボランティア等による移動支援の実施への支援策の検討	82	福祉政策課(★)	・市社協との事務局会議での情報共有 ・見守り支えあいネットワーク活動では不足するニーズに対する施策化の検討		A	
	83	長寿福祉課	・移動手段の確保に向けた検討 ・交通政策課主導による互助輸送の実証実験		B	○
自治会単位の見守り支えあい活動による生活支援の実施支援	84	福祉政策課(★)	・市社協との事務局会議での情報共有 ・見守り支えあいネットワーク活動では不足するニーズに対する施策化の検討		A	
介護予防・生活支援サービスの確保・充実	85	長寿福祉課	・各圏域生活支援コーディネーターの配置 ・地域の特性に応じた支えあいの仕組みづくりに向けた取り組み	任意	B	○
				目標 達成度	88	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
買い物や通院などの移動支援について、市民バスのほかにも福祉サービスの利用があるが、地域の実情に応じた住民相互の支援も広がっている。多様な支援があることで、利便性の向上や自分で外出できることによる生きがいにつながるなど生活支援の充実に寄与している。一方、公的サービスの隙間を埋めるインフォーマルな社会資源ゆえに柔軟に活用されている側面もあることから、施策化したり拡充したりすることについては、随時地域の実情やニーズを把握しながら検討を行う必要がある。						

(※)担当課名「福祉政策課(★)」:自己評価は福祉政策課にて記入しているが、取組内容は市社協の事業内容とも関連する部分

取り組み方針③ 災害時の対応、防犯・防災活動などの推進						9事業
第3次計画 推進事業名	第3次 事業No.	担当課	事業名・取り組み内容	必須 ・ 任意	令和5年度 自己評価	関連計画で 進捗評価を している事業
SNSも含めた幅広い方法による不審者情報や消費生活情報、防災情報の配信とその普及促進	86	人権・市民生活課	・安全安心メール配信事業		A	
	87	危機管理課	・防災行政無線の周知と戸別受信機の貸与希望者の募集		B	
消費者問題に対する市民の意識向上のための学習機会の提供	88	人権・市民生活課	・消費生活講座 ・消費者教育親子体験型プログラム	任意	A	
近江八幡駅南口防犯ステーション街頭啓発等を通じた市民の自主防犯意識の向上	89	人権・市民生活課	・消費者教育出前講座	任意	A	
自主防災組織の設置推進と育成	90	危機管理課	・自主防災組織の整備		B	
防災部局との連携による避難行動要支援者の円滑な避難支援体制の構築促進と災害ボランティアセンターの設置支援	91	危機管理課	・出前講座等による避難誘導マニュアルや避難所運営マニュアルの作成支援		B	
	92	福祉政策課(★)	・災害ボランティアセンター運営協議会への参加 ・防災部局を含めた関係課との協議		B	
避難行動要支援者個別避難計画の作成支援	93	福祉政策課	・避難行動要支援者支援制度および個別避難計画に関する周知・啓発	必須	A	
福祉避難所の充実	94	福祉政策課	・協定締結福祉避難所との連絡会議 ・指定福祉避難所の設置に向けた検討		A	
				目標 達成度	89	
【成果・課題】(計画策定担当課評価)						
自然災害に備えた取り組みは、危機意識や関心は高まってきており、地域での話し合いや出前講座の依頼を通して、少しずつではあるが取り組みが進んできている。ひきつづき、防災部局、福祉部局との密な連携を日々行い、情報伝達の方法の充実、個別避難計画の策定、指定福祉避難所の設置等多くの取り組みを行う必要がある。また、地域の取り組みについては、地域の実情や意識の差があるため、積極的な地域の事例の共有を行ったり、自助・共助・公助それぞれの取り組みの理解を深めながら、協議・検討を重ねる必要がある。消費者被害など防犯対策については、多くの被害が発生していることを市民ほか関係団体も共有できるよう、関係課・機関での連携が重要と考えられる。						

【中間評価における成果・課題、今後2年間で取り組むこと】

ユニバーサルデザイン等の環境づくりについては、時代とともに推進されているが、安心・安全な生活環境を整えるために、財政面での調整を行いながら継続して取り組んでいく。
移動支援や買い物支援などの生活支援、災害や防犯など有事の際に備えた取り組みは、地域住民の実情や意識、ニーズを随時把握しながら、地域・関係機関とともに協議し取り組む必要がある課題である。分野を超えた共通の地域生活課題であるので、所属を超えて課題を共有するとともに、地域住民も含めた多様な立場の関係者・機関が話し合う場づくりを推進していく。
全国的な新たな課題としては、居住支援(住まいの場の確保に向けた支援)があり、関連法の改正が予定されている(生活困窮者自立支援法・住宅セーフティネット法)。関係する所属での情報共有やニーズ把握を行う必要がある。

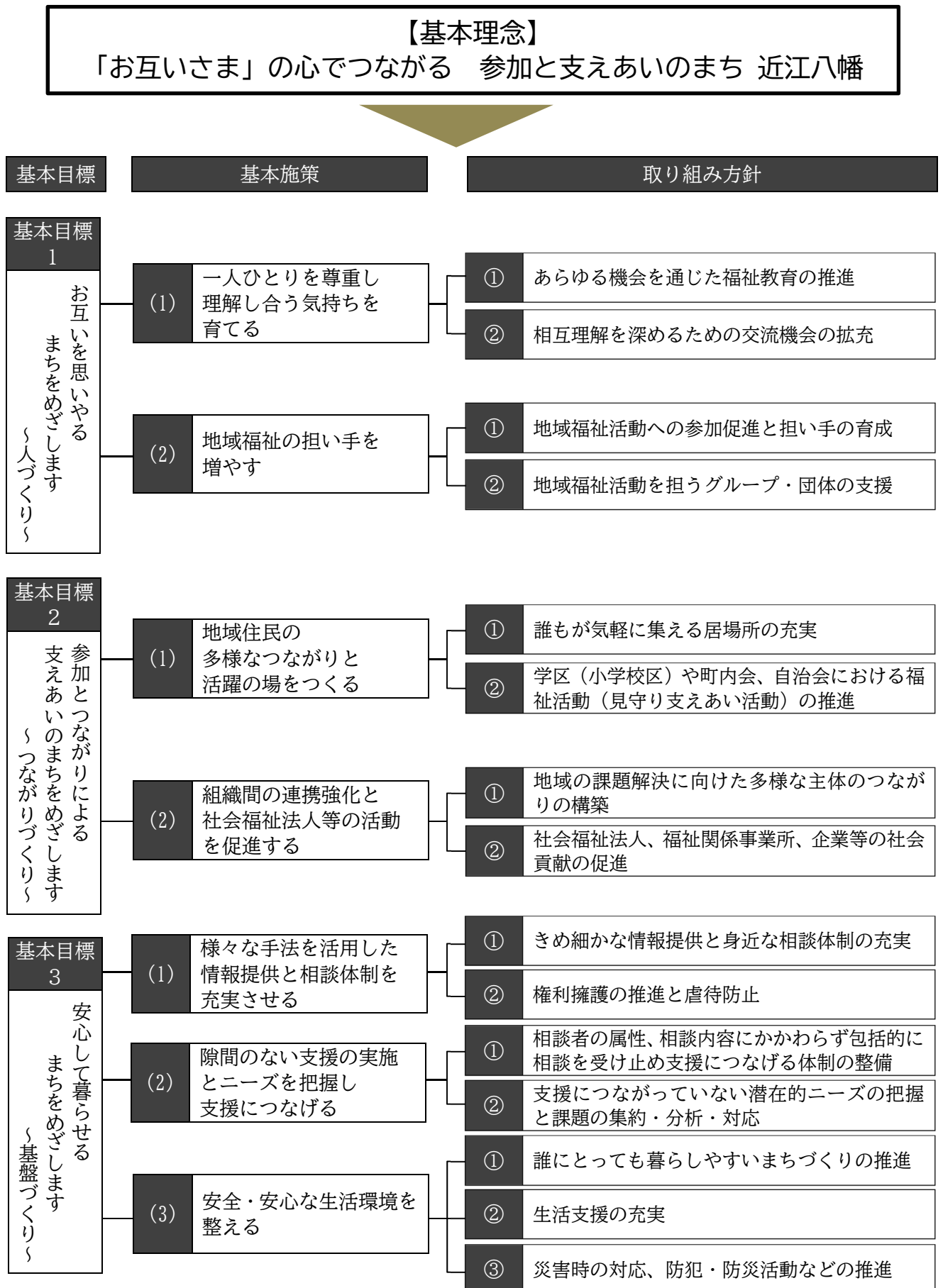
4. 今後2年間での計画の推進について

「中間評価報告書」に基づき、残りの計画期間（令和7年度～令和8年度）においては、庁内各課において推進事業の取り組みを継続することとします。なお、これらの取り組みは令和6年度より実施している重層的支援体制整備事業の取り組みとも関連させることとし、市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画とも連携を図ります。

取り組み状況については、年度ごとに庁内で進捗評価を行い、令和8年度に策定する予定の第4次地域福祉計画に反映させることとします。

資料編

(1) 計画の体系図



(2) 計画の位置づけ（見直し版）

